

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年9月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700267号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700195号

第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における平成9年12月1日から平成14年8月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成9年12月から平成10年7月までの標準報酬月額については11万円から16万円、同年8月から平成11年3月までの標準報酬月額については11万円から17万円、同年4月から同年9月までの標準報酬月額については11万円から18万円、同年10月から平成12年3月までの標準報酬月額については11万8,000円から18万円、同年4月から同年9月までの標準報酬月額については11万8,000円から19万円、同年10月から平成13年3月までの標準報酬月額については12万6,000円から19万円、同年4月から同年9月までの標準報酬月額については12万6,000円から20万円、同年10月から平成14年3月までの標準報酬月額については13万4,000円から20万円、同年4月から同年7月までの標準報酬月額については13万4,000円から22万円とする。

平成9年12月から平成14年7月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成9年12月から平成14年7月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成9年12月1日から平成14年8月21日まで

A事業所に勤務した請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額について、事業所が意図的に等級を下げて届出したために、将来受給する年金額が少なくなっている。給料支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者から提出されたA事業所に係る給料支払明細書により、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、報酬月額に見合う標準報酬月額及び標準報酬

月額改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額は、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成9年12月から平成10年7月までは16万円、同年8月から平成11年3月までは17万円、同年4月から平成12年3月までは18万円、同年4月から平成13年3月までは19万円、同年4月から平成14年3月までは20万円、同年4月から同年7月までは22万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の報酬月額に係る届出及び保険料納付について、資料がないため不明と回答しているが、上記の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額及び報酬月額又は本来の報酬月額に見合う標準報酬月額と当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700268号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700194号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年6月1日から平成7年3月31日まで

A社に代表取締役として勤務していた請求期間の標準報酬月額が最低等級として記録されているが、平成3年分給与所得の源泉徴収票及び平成4年分の確定申告書により、改ざんされているのは明白である。給料は、平成3年及び平成4年は80万円、平成5年から平成7年までは50万円であった。請求期間の標準報酬月額を正しい金額に見直し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、A社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、厚生年金保険の記録、同社に係る商業登記簿謄本及び請求者の陳述により確認できる。

また、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額は、平成3年6月から平成5年3月までは53万円、同年4月から同額(健康保険の標準報酬月額については、平成3年6月から平成4年9月までは71万円、同年10月から平成5年3月までは98万円、同年4月からは83万円)と記録されていたところ、同年6月10日付けで、平成4年10月の定時決定及び平成5年4月の随時改定の記録が取り消された上で、平成4年7月に遡って41万円に減額され、その後、平成3年6月から平成4年6月までは53万円、同年7月から平成7年2月までは41万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日(平成7年3月31日。以下「全喪日」という。)の後の平成7年4月3日付けで、平成3年10月の定時決定、平成4年7月の随時改定、同年10月の定時決定及び平成5年10月の定時決定の記録が取り消された上で、平成3年6月から平成6年10月までは8万円、同年11月から平成7年2月までは9万2,000円に減額されていることがオンライン記録により確認できる。

さらに、請求者が提出した平成3年分給与所得の源泉徴収票及び平成4年分確定申告書によ

り推認できる請求期間のうち、平成3年6月から平成4年12月までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる減額訂正後の標準報酬月額より高いことが確認できる。

しかしながら、請求者は、上記の2回にわたる減額訂正について、社会保険事務所（当時）の改ざんであり、A社では誰も手続をしていない旨回答しているが、1回目の減額訂正は、同社が厚生年金保険の適用事業所であった期間中の平成5年6月10日付けで処理されており、同日後に、同社に納付すべき額として告知された社会保険料がそれ以前と比較して大幅に減額となることから、社会保険事務所が独断で減額訂正を行い、事業主である請求者が一切認識していなかったとは考え難い。

また、請求者は、A社の全喪に係る手続及び請求者の資格喪失に係る手続については、同社の総務担当者、社会保険担当者が行った旨回答しているところ、請求者の資格喪失の処理日は、前述のとおり、請求者が、同社では誰も関与していないとする減額訂正の2回目の処理日と同日であることがオンライン記録により確認できる上、請求者が同社の実印は自身が管理していたと回答していること、及び同社の全喪日において厚生年金保険被保険者は請求者一人だけであることを踏まえると、2回目の減額訂正についても、事業主である請求者が一切認識していなかったとは考え難い。

さらに、請求者は、A社における健康保険被保険者資格を喪失後、健康保険の任意継続被保険者となっているところ、当該被保険者期間に係る標準報酬月額は9万2,000円と記録されており、法定期間満了までの2年間、標準報酬月額9万2,000円に基づく健康保険料を納付していることが全国健康保険協会から提出された資格情報により確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、A社の代表取締役である請求者が、上記の2回にわたる減額訂正に関与していなかったとは考え難く、請求者は、同社の代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。